



広報みさと

MISATO

お知らせ版



No.172

■美里町ホームページ <https://www.town.saitama-misato.lg.jp>

令和11年4月
開校に向けて

新しい学校づくりが始まっています

お知らせ

小学校統合に関する取り組みについて vol.3

取り組み その1

統合小学校について考える第3回「ワークショップ」を開催しました。

8月2日(土)に第3回を開催し、さまざまな年代の35名の皆さんで「中学校と小学校の多様な学び環境を考えよう」をテーマに5つのグループに分かれて、粘土を使ったワークショップを行いました。統合小学校の配置について、色とりどりの粘土を手に取り、それぞれのイメージやアイデアを形にしていきました。

第4回は、「学校のビジョンとコンセプトをビジュアル化しよう」をテーマに、ワークショップを行います。ワークショップはどの回からでも参加できますので、皆さんのご参加をお待ちしています。



第4回ワークショップ

日時＝8月24日(日) 午後1時30分～

場所＝役場2階201会議室

申込み＝電話：76-0201 または LINE：右記 QR コード参照

※人数を把握する必要があるため、開催日ごとに申込みをお願いします。



取り組み その2

「美里町立小学校建設検討委員会」を開催しました。

7月23日(水)に第3回の会議を開催し、小中一貫校と地域交流のメリットを説明したうえで、必要な教室数や配置計画について協議しました。

日時＝第4回会議 8月19日(火) 午後1時30分～

第5回会議 9月17日(水) 午後1時30分～

場所＝役場2階201会議室 ※傍聴できます。

「ごみ分別アプリ」を無料配信中

ごみの分別方法や出し方などの確認ができて便利だよ！



Android用



iOS用

行政区名	可燃	不燃	資源物
根木・関・南阿那志・北阿那志・小茂田 下児玉・北十条・南十条・沼上・広木	月・木	8月28日(木) 9月11日(木)	8月21日(木) 9月4日(木)
駒衣・木部・古郡・甘粕・中里・湯析・野中 小栗・猪俣・湯本・大仏・白石・円良田	火・金	8月22日(金) 9月12日(金)	9月5日(金) 9月19日(金)

乾電池・蛍光灯・スプレー缶は、役場西側駐車場に排出場所があります

対象のかたはお早めに！！

「定額減税しきれないと見込まれたかた」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、当初調整給付（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれたかた」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として支給済。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じたかたに対して、その差額を支給

例

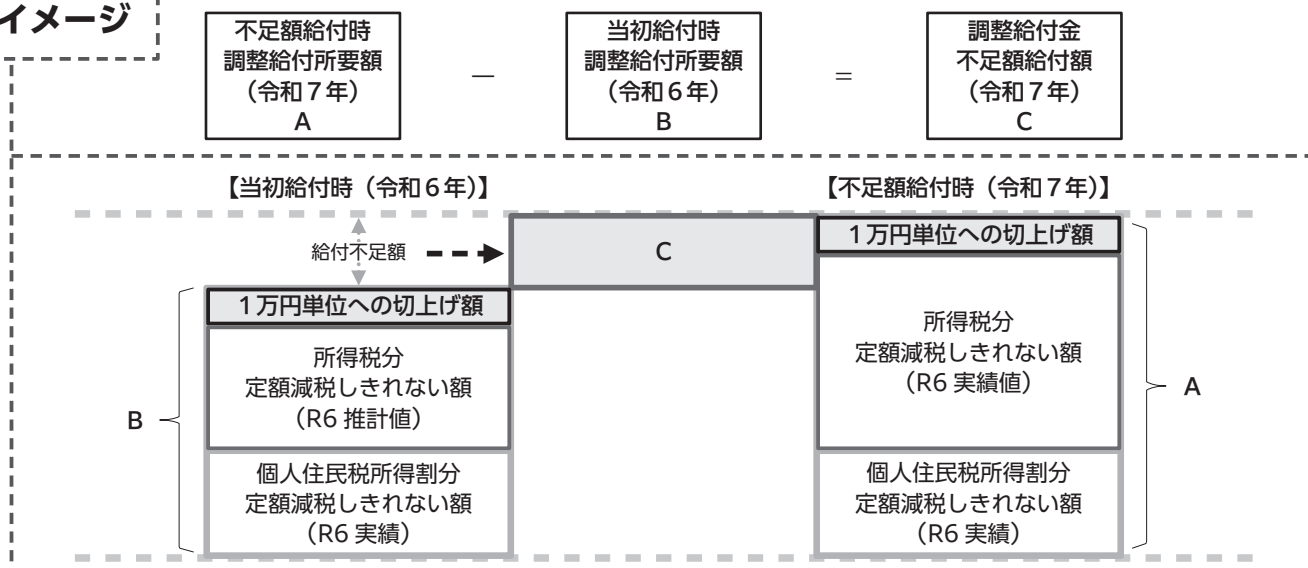
- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となったかた
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となったかた
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされたかた

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要があるかた（本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかったかた）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）のかた
- 合計所得金額48万円超のかた

イメージ



注1 所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられているかた、または合計所得金額1805万円超のかたは、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

注2 「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

■ 手続き（申請期限：令和7年10月31日まで）

I 令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じたかた

(1) 令和6年度課税市区町村と令和7年度課税市区町村が同じ場合

給付内容や確認事項が書かれた**確認書**を7月下旬に発送しています。確認書の支給要件、振込先等を確認してご返送ください。

(2) 令和6年度課税市区町村と令和7年度課税市区町村が転出入により異なる場合

申請書を7月下旬に発送しています。申請書の申請者欄や振込口座欄を記入し、誓約・同意事項をご確認の上、ご返送ください。

上記(1)(2)ともに、必要な資料を添付し、ご返送ください。

もしご自身が該当と思われるかたで申請書が届かない場合は、税務課までご連絡をください。

II 個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要があるかたであって、以下(1)(2)(3)のいずれの要件も満たすかた

(1) 令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前の税額がゼロ

(≒本人として定額減税対象外)

(2) 税の制度上、「扶養親族等」から外れてしまうかた、青色事業専従者・事業専従者（白色）のかた、合計所得金額48万円超のかた（≒扶養親族等としても定額減税対象外）

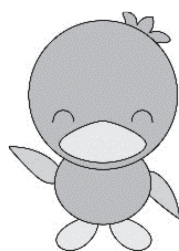
(3) 低所得世帯向け給付（R5 非課税給付等、R6 非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

誓約・同意事項、振込先等が書かれた**申請書**を7月下旬に発送しています。申請書を確認・記入の上、必要な資料を添付してご返送ください。

■ その他

「定額減税しきれないと見込まれるかた」への給付金（「調整給付金」）の「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。



お問い合わせ

美里町役場 税務課 課税係

電話 0495-76-5131

受付時間 平日午前9時～午後5時

戸籍のフリガナ通知が届きます

戸籍法改正により、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。本籍地市区町村から順次通知がとどきますので、**必ずご確認ください**。美里町は8月下旬より順次通知を発送します。

通知は圧着ハガキにて、**同じ戸籍で同じ住所***のかたをまとめて通知します。

通知された振り仮名に誤りがある、または「拗音（小文字のゃ・ゅ・ょ）」や「促音（小文字のっ）」が正しく表記されていない場合は、ハガキに記載された届出方法をご確認の上、手続きをお願いします。

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

**誤っている場合は
届出をしてください**

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
----	----------------

【氏の振り仮名】

氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

**正しい場合は
届出不要
です！**



※ 1つのハガキで通知されるのは4名まで、5名以上の場合はハガキが複数枚になります。

◎美里町以外に本籍があるかたの通知の発送時期については、本籍がある自治体のホームページなどでご確認ください。



法務省
ホームページ

問合せ＝ 住民保険課 住民係 ☎76-1366

生活の困りごとをご相談ください！

失業、借金、病気などさまざまな問題で生活に困っているかた、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

専門の相談支援員が生活の困りごとと一緒に考え、解決に向けてサポートします。

<主な支援内容>

- ・ 各種支援制度、相談窓口の案内
- ・ 行政、医療機関等との連絡調整、手続き支援
- ・ 家計の立て直しや債務整理等についてのサポート
- ・ ハローワークへの同行等の就労支援 など

アスポート相談支援センター埼玉北部
 開所時間：午前8時30分～午後5時
 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
 住所：寄居町大字保田原 301
 電話：048-577-6883



健幸チャレンジ 参加者募集！

健康で幸せに暮らすために、令和7年度健幸チャレンジを開催します。

姿勢の改善と健康増進のための体の鍛え方

いつまでも若々しく、健康的な毎日を過ごせる体をご自分で作っていきましょう。姿勢をよくする関節を整え、さらに姿勢を保つ筋を鍛えることで、健康増進につながります。

ぜひ、ご参加ください。

【講師】 クロス克美 氏（作業療法士）

【日時】 9月29日(月) 午後1時30分～2時30分（午後1時から受付開始）

【会場】 コミュニティセンター 大ホール

【対象】 20歳以上の町民

【定員】 50名（申込み先着順）

【参加費】 無料

【申込開始】 9月1日(月)～ 午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）



申込み・問合せ＝ 住民保険課 健康推進係（保健センター） ☎76-2855

美里町議会9月定例会を開催します

美里町議会第2回定例会（9月）を、9月2日(火)から開催します。

一般質問は、9月22日(月) 午前9時からの予定です。



問合せ＝ 議会事務局 ☎76-5136

「ごみ分別アプリ」を無料配信中です！

「ごみ分別アプリ」では、検索機能によるごみの分別方法や出し方の確認、収集日を指定の時間にお知らせするアラート機能があります。

無料でご利用できますので、スマートフォンやタブレット端末を使って、ぜひ、ご活用ください。

■アプリの主な機能紹介

- ごみ分別辞典……ごみの分別方法・出し方・注意点などを確認できます。
- ごみの出し方……ごみの種類ごとに出し方を確認できます。
- カレンダー……収集日を週ごと・月ごとに確認できます。
- アラート設定……収集日を前日や当日の指定した時間にお知らせします。
- よくある質問……Q & A形式で、よくお問い合わせいただく質問を確認できます。
- お知らせ……町からののお知らせを確認できます。

▼インストールはこちら



Android用



iOS用

パート職員 募集!

社 名 ケアホーム 松ぼっくり
住 所 美里町大字関1473-2
仕事内容 障害を持ったかたが過ごすホームでの日常生活上の支援（食事介助や入浴介助、洗濯等の支援・見守り）
時 間 月曜日～金曜日で週2日～3日。午後3時～午後9時の間で3時～5時間程度
休 日 指定曜日および土曜日・日曜日、お盆、年末年始
給 与 時給1,078円～（通勤手当・資格手当・処遇改善手当等あり。年2回調整手当あり）

応募方法 電話で受け付け後、面接あり（履歴書持参）

そ の 他 50代～70代の女性が活躍中。ホーム入居者定員6名、現在は5名のかたが利用しています。小規模でアットホームな雰囲気職場です。

問合せ＝ケアホーム 松ぼっくり
 ☎76-5888（午後3時以降）

町内企業と町民の雇用・就業支援策として、求人広告を「広報みさとお知らせ版」に無料掲載します。

問合せ＝農林商工課 商業観光係 ☎76-5133

各種無料相談のお知らせ

秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

❖法律相談（事前予約制）

と き／9月2日(火)午後1時～3時
 ※8月20日(火)午前9時から予約受付開始
ところ／役場1階 第3会議室
対 象／町内在住のかた(6組まで)
内 容／弁護士による法律相談
予約先／総務課 自治防災係
 ☎76-1115

❖消費生活相談

と き・ところ／毎週月・水・木・金曜日
 ▷本庄市役所
 毎週火・金曜日
 ▷上里町役場
受 付／午前9時30分～正午
 午後1時～3時30分
相談先／農林商工課 商業観光係
 ☎76-5133

❖さわやか相談（教育相談）

と き／毎週月～金曜日（祝日を除く）
 午前10時～午後3時
ところ／美里中学校（さわやか相談室）
対 象／町内在住の学生と保護者
相談方法／電話・手紙・来室
相談先／美里中学校（さわやか相談室）
 ☎76-4415

❖公認心理師によるこころの相談

と き／8月19日(火)・22日(金)・
 26日(火)・28日(木)
 9月2日(火)・4日(木)・
 5日(金)・9日(火)・
 10日(水)・11日(木)
ところ／保健センターなど
事前予約／毎週月～金曜日（祝日を除く）
 午前9時～午後5時
内 容／心の健康や悩みごと（家庭や仕事の人間関係、育児など）
予約先／住民保険課 健康推進係
 ☎76-2855

❖福祉まると相談

と き／毎週月～金曜日（祝日を除く）
 午前9時～午後5時
対 象／町内在住のかた
内 容／福祉に関する困りごと（生活困窮、就労）
相談先／美里町専用回線
 ☎080-3759-6756

対面相談

と き／9月9日(火)・10月14日(火)
ところ／保健センター
受 付／午後1時～3時
 ※当日受付は可能ですが、予約優先です。
予約先／介護福祉課 社会福祉係
 ☎76-5132

❖成年後見相談ダイヤル

と き／毎週月～金曜日（祝日を除く）
 午前9時～午後5時
対 象／児玉郡に在住・在勤のかた、またはその家族
内 容／自分や家族の将来のこと、財産、相続、成年後見など
相談先／成年後見相談ダイヤル
 ☎0120-235-833

対面相談（事前予約制）

と き／9月5日(金)・10月3日(金)
 午前10時～午後1時
ところ／役場1階 第3会議室
対 象／町内在住のかた、またはその家族
予約先／地域包括支援センター
 ☎76-1325

❖脳の元気度チェック&相談会

と き／毎週月～金曜日（祝日を除く）
 午前9時～午後4時
 （電話などで要事前予約）
ところ／保健センターなど
対 象／認知症の心配があるかた、またはその家族
内 容／簡単な認知症チェックと生活上の相談など
予約先／地域包括支援センター
 ☎76-1325

次回の延長窓口（戸籍住民事務、町の税金等の納付）



●日曜開庁日
 8月24日(日)
 午前8時30分～正午
 ●窓口業務延長日
 9月11日(木)
 午後7時15分まで延長

問合せ＝住民保険課 住民係 ☎76-1366
 税務課 収納係 ☎76-5131

◇戸籍住民事務…住民票、戸籍謄本等の交付（広域交付を除く）、印鑑登録・印鑑証明書の交付、住民異動（転入・転出等）、マイナンバーカードの交付・更新（交付のみ要予約）

※住民異動に関連する各種手続き（国民健康保険や介護保険、こども医療費など）については、後日行っていただく必要があります。

◇税金等の納付…個人町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、集落排水使用料（納付書持参）の納付